

# 島根県立大学別科委員会運営規程

平成27年4月1日

島根県立大学規程第122号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則第24条に規定する別科委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、当該別科の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、学長を除くものとする。

(審議事項)

第3条 委員会は、教育研究評議会の議を経て学長が定める教育研究上の方針に沿って、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程、授業その他教育一般に関する事項
- (2) 学生の入学及び修了に関する事項
- (3) 学生生活の支援及び学生の賞罰に関する事項
- (4) 教員の公募採用に係る候補者選考に関する事項
- (5) その他別科の教育研究に関する重要な事項

(会議)

第4条 委員会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、別科長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを開くことができる。

2 委員会の構成員の3分の1以上の者から、審議すべき事項を示して文書にて要求があるときは、別科長は、臨時に委員会を開かなければならない。

(招集)

第5条 委員会は、別科長がこれを招集する。

2 別科長に事故があるときは、別科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(議長)

第6条 委員会に議長を置き、別科長をもって充てる。

2 議長は、委員会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、別科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(定足数及び議決の方法)

第7条 委員会は、構成員（引き続く2月以上の不在期間にある構成員を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の提出)

第8条 委員会で審議すべき事項は、別科長が提出する。

2 別科長は、審議すべき事項を、原則として委員会の開催3日前までに構成員に通知しなければならない。

(職員の出席)

**第9条** 議長は、委員会の構成員以外の本学の職員を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(委任)

**第10条** 委員会は、第3条第1項各号の審議事項のうち、次のいずれかに該当するものについて、公立大学法人島根県立大学組織規則第16条の2に規定する島根県立大学出雲キャンパス合同会議にその審議及び決定を委任する。

- (1) 看護栄養学部及び別科に共通する事項
- (2) 看護栄養学部及び別科において調整を要する事項
- (3) その他出雲キャンパスの運営にあたり副学長が必要と認める事項

(議事録)

**第11条** 委員会の議事録は事務局がこれを作成し、事務局において保管する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(委任)

2 委員会は、第3条第1項各号の審議事項のうち、次のいずれかに該当するものについて、島根県立大学出雲キャンパス合同会議運営規程第2条に規定する島根県立大学出雲キャンパス合同会議にその審議及び決定を委任する。

- (1) 看護学部及び別科に共通する事項
- (2) 看護学部及び別科において調整を要する事項
- (3) その他出雲キャンパスの運営にあたり副学長が必要と認める事項

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。